

ODA事業に係る工事の前払金保証・契約保証のご案内

西日本建設業保証株式会社

1. 保証のお申込

保証申込関係書類は日本国内の公共工事と同様となっております（下記参照）。

また、お客様から頂戴いたします保証料も国内工事と同一料率であり、割引制度も適用されます。

- 保証申込書（当社所定様式）
- 請負契約の内容が確認できる書類（写）・・・請負契約書等
- 前払金使途内訳明細書（当社所定様式）
- その他

2. 保証証書の発行

「保証証書」のほか、「Letterhead※」ならびに参考として「前払金保証約款（英訳版等）」を発行しますので、相手国または代理人のコンサルタント会社にご提出ください。

※Letterheadとは、保証内容について英語等で要約した書面であり、当社において様式を準備しております。

なお、相手国により提出書類が異なる場合は事前にお申し出ください。

3. 前払金の支出

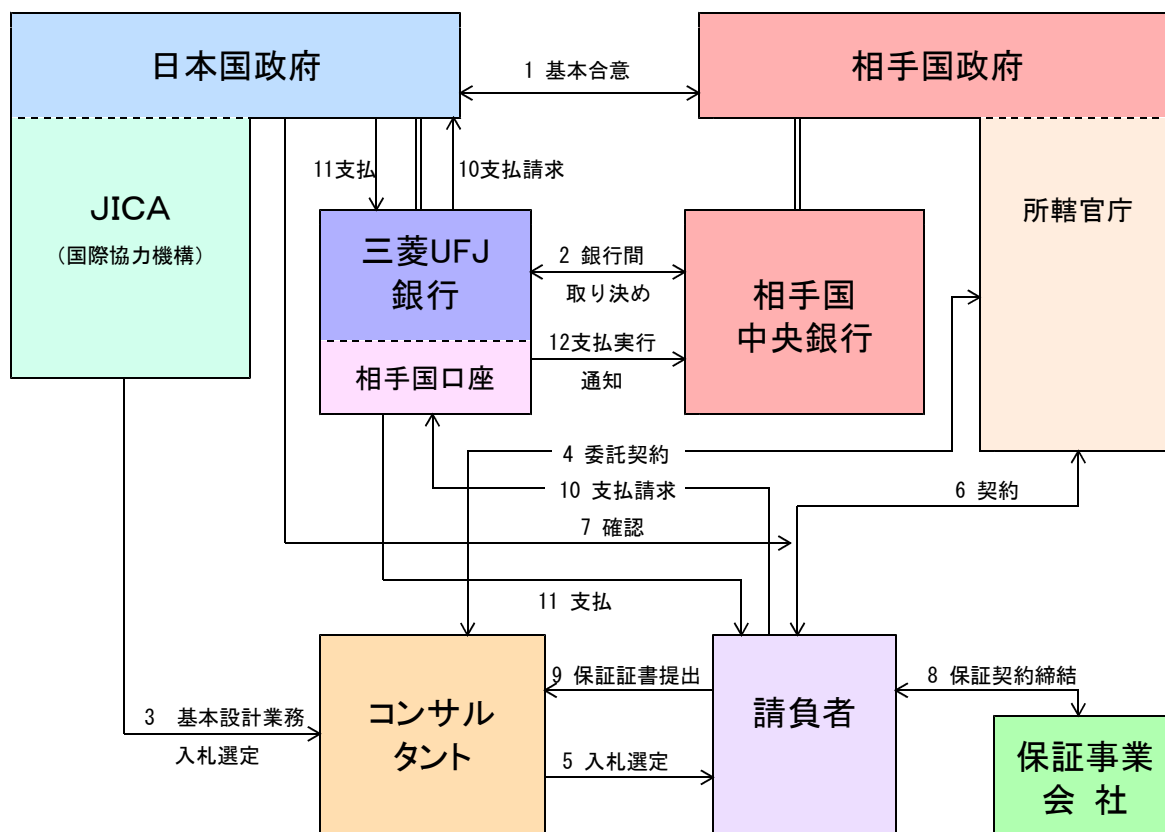
無償資金協力事業では、保証証書提出後、相手国の中央銀行から委任を受けた日本国内の銀行（通常は三菱UFJ銀行）から前払金が支出されます。

支出された前払金は、日本国内の公共工事と同様に、あらかじめご用意いただいた「別口普通預金口座」へ振替ください。

4. 前払金の払出

別口口座へ振替られた前払金は、「前払金使途内訳明細書」に基づきご使用いただくこととなります。

JICA発注から無償資金事業までの契約・請求関係 相関図



- 1 日本政府と相手方政府との間で、援助に関する基本合意書（交換公文）を取り交わす。
- 2 相手国の中央銀行と三菱UFJ銀行との間で、援助資金の決済について取り決める。
- 3 国際協力機構（JICA）により、基本設計業務の入札が行われる。
- 4 相手国政府とコンサルタントとの間で詳細設計・施工監理業務の委託契約を締結する。
- 5 相手国政府に代わってコンサルタントによって請負者選定のための事前資格審査及び入札が行われる。
- 6 相手国政府と請負者が契約する。
- 7 相手国政府と請負者との請負契約が基本合意に沿っているという確認を、日本政府が行う。
- 8 請負者と保証事業会社との間で保証契約を締結する。
- 9 請負者からコンサルタントへ保証証書を提出する。
- 10 請負者は、三菱UFJ銀行に対し前払金（40%）の請求を行う。
- 11 三菱UFJ銀行は、日本政府から資金が入金後、請負者の口座へ前払金を入金する。
- 12 三菱UFJ銀行から相手国中央銀行へ支払実行を通知する。